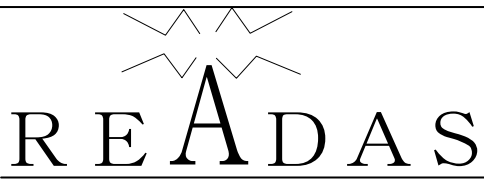


第 4503 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 6月12日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 子会社に対する債権放棄

Q：子会社に対する貸付金を放棄しようと思います。どのような取扱いになりますか？

A：一定の場合には、次のように寄付金に該当しない(損金算入できる)こととなります。

【解説】

親会社の子会社に対する再建を放棄すると、基本的に寄付金課税などの課税関係が生じることとなっていますが、次の場合には、寄付金に該当しないこととなっています。

①子会社等を整理する場合

法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い、その子会社等のために損失負担又は債権放棄等(損失負担等)をした場合において、その損失負担等をしなければ、今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるため、やむを得ずその損失負担等を行ったことについて相当な理由があると認められるときは、その経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

②子会社等を再建する場合

法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等(無利息貸付等)をした場合において、その無利息貸付等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

